

# 岐阜県公報

## 目次

岐阜県長期継続契約を締結することができる契約を定める 条例	(財 政 課)	二
岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条 例の一部を改正する条例	(人 事 課)	三
岐阜県職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条 例	(同)	三
岐阜県消防団協力事業所の支援のための事業税の課税の特 例に関する条例の一部を改正する条例	(税 務 課)	四
岐阜県国民健康保険法施行条例	(医 療 整 備 課)	四
岐阜県県営住宅条例の一部を改正する条例	(住 宅 課)	六
岐阜県都市公園条例の一部を改正する条例	(都 市 公 園 課)	七
岐阜県公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正 する条例	(特別支援教育課)	七

### 本号で公布された条例のあらまし

- 岐阜県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例(条例第四一号)
- 一 行政の事務の合理化のため、次の契約について長期継続契約を締結することができることとした。(第二条関係)
  - 1 情報通信機器その他の物品を借り入れる契約で、翌年度以降にわたり借り入れる必要があるもの
  - 2 庁舎の管理その他の役務の提供を受ける契約で、翌年度以降にわたり役務の提供を受ける必要があるもの
  - 二 この条例は、公布の日から施行することとした。
- 岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例(条例第四二号)
- 一 教育職員が部活動指導業務等に従事した場合に支給する特殊勤務手当の支給上限額を引き上げることとした。(第二〇条関係)
  - 二 この条例は、平成三〇年一月一日から施行することとした。
- 岐阜県職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例(条例第四三号)
- 一 「地方公務員の育児休業等に関する法律」の一部改正に伴い、子が一歳六か月に達する日まで育児休業を取得している非常勤職員が、更に二歳に達する日まで育児休業を取得できる場合を、国家公務員に準じて定めることとした。(第三条の四関係)
  - 二 その他所要の規定の整理を行うこととした。
  - 三 この条例は、公布の日から施行することとした。
- 岐阜県消防団協力事業所の支援のための事業税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例(条例第四四号)

号外(一) 平成二十九年十二月十九日

- 一 消防団協力事業所を有する者のうち一定の要件を満たすものに対する事業税の課税の特例について、その適用期間を二年延長することとした。(第三条及び第四条関係)
  - 二 その他所要の規定の整理を行うこととした。
  - 三 この条例は、一部を除き、平成三〇年四月一日から施行することとした。
- 岐阜県国民健康保険法施行条例(条例第四五号)
- 一 「国民健康保険法」の一部改正により、県が国民健康保険の財政運営の責任主体となることに伴い、同法の施行に関し必要な事項を定めることとした。
  - 1 岐阜県国民健康保険運営協議会の委員の定数は、次のとおりとすることとした。(第二条関係)
    - (一) 被保険者を代表する委員 三人
    - (二) 保険医又は保険薬剤師を代表する委員 三人
    - (三) 公益を代表する委員 三人
    - (四) 被用者保険等保険者を代表する委員 三人  - 2 県は、毎年度、市町村に対し、国民健康保険事業に要する費用について、国民健康保険保険給付費等交付金(普通交付金及び特別交付金)を交付することとした。(第四条関係)
  - 3 県は、年度ごとに、市町村から、国民健康保険事業費納付金を徴収することとし、当該納付金の額の算定に必要な基準等を定めることとした。(第五条、第一九条関係)
  - 二 この条例は、平成三〇年四月一日から施行することとした。
- 岐阜県営住宅条例の一部を改正する条例(条例第四六号)
- 一 住宅の確保に特に配慮を要する高齢者、障害者等に対する住宅供給の促進及び公営住宅の入居率の向上を図るため、所要の規定の整備を行うこととした。
  - 1 公営住宅の入居者の資格について、収入の条件を緩和することとした。(第四条関係)
  - 2 県営住宅の入居の手續に必要な連帯保証人を一人とし、知事が適当と認める法人が連帯保証人になることを可能とすることとした。(第一〇条関係)
  - 二 「公営住宅法」の一部改正に伴い、認知症等である入居者の収入申告義務を免除することとした。(第一八条関係)
  - 三 その他所要の規定の整理を行うこととした。

- 四 この条例は、平成三〇年一月一日から施行することとした。ただし、二は、公布の日から施行することとした。
- 岐阜県都市公園条例の一部を改正する条例(条例第四七号)
- 一 「都市公園法」及び「都市公園法施行令」の一部改正に伴い、都市公園における運動施設率及び公算対象公園施設を設置する場合の建蔽率の上限を定めることとした。(第一条の四及び第二条の五関係)
  - 二 岐阜メモリアルセンターについて、運動施設率及び建蔽率の上限の特例を定めることとした。(第二条の四及び第一条の五関係)
  - 三 平成記念公園の公園及び施設の名称を変更することとした。(別表第一、別表第三関係)
  - 四 この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、三は、平成三〇年四月一日から施行することとした。
- 岐阜県公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例(条例第四八号)
- 一 岐阜県立西濃高等特別支援学校を大垣市に設置することとした。(別表第二関係)
  - 二 この条例は、平成三〇年四月一日から施行することとした。

条 例

岐阜県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例をここに公布する。

平成二十九年十二月十九日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第四十一号

岐阜県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例

(趣旨)

第一条 この条例は、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号。以下「政令」といふ。）第百六十七条の十七の規定に基づき、長期継続契約を締結することができる契約を定めるものとする。

（長期継続契約を締結することができる契約）

第二条 政令第百六十七条の十七に規定する条例で定める契約は、次に掲げるものとする。

- 一 情報通信機器その他の物品を借り入れる契約で、翌年度以降にわたり借り入れる必要があるもの
- 二 庁舎の管理その他の役務の提供を受ける契約で、翌年度以降にわたり役務の提供を受ける必要があるもの

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年十二月十九日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第四十二号

例 岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例

例第二十九号の一部を次のように改正する。

第二十条第二項第五号及び第六号中「四千二百五十円」を「五千五百円」に改め、同項第七号中「三千円」を「三千六百円」に改める。

附 則

この条例は、平成三十年一月一日から施行する。

岐阜県職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年十二月十九日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第四十三号

例 岐阜県職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

岐阜県職員の育児休業等に関する条例（平成四年岐阜県条例第四号）の一部を次のように改正する。

第三条中「に規定する条例」を「の条例」に改め、同条第四号イ②中「第三条の第三号において」を「以下」に改め、「という。」の「の」の下に「第三条の四の規定に該当する場合にあつては、二歳に達する日」を加える。

第三条の三第二号中「この条」の下に「及び次条」を加える。

第三条の四を第三条の五とし、第三条の三の次に次の一条を加える。

（法第二条第一項の条例で定める場合）

第三条の四 法第二条第一項の条例で定める場合は、一歳六か月から二歳に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の一歳六か月到達日の翌日（当該子の一歳六か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であつて、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次の各号のいずれにも該当するときとする。

- 一 当該子について、当該非常勤職員が当該子の一歳六か月到達日において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の一歳六か月到達日において地方等育児休業をしている場合
- 二 当該子の一歳六か月到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として人事委員会規則で定める場合に該当する場合

場 合

第四条中「に規定する条例」を「の条例」に改め、同条第六号中「別居したこと」の下に「育児休業に係る子について児童福祉法第三十九条第一項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第六項に規定する認定こども園又は児童福祉法第二十四条第二項

に規定する家庭的保育事業等（以下「保育所等」という。）における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと」を加え、「生じる」を「生ずる」に改め、同条第七号中「こと」の下に「又は第三条の四の規定に該当すること」を加える。

第五条中「に規定する」を「の」に改め、「別居したこと」の下に「育児休業に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと」を加え、「生じる」を「生ずる」に改める。

第十条第七号中「別居したこと」の下に「育児短時間勤務に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと」を加え、「生じる」を「生ずる」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

岐阜県消防団協力事業所の支援のための事業税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年十二月十九日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第四十四号

岐阜県消防団協力事業所の支援のための事業税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例

岐阜県消防団協力事業所の支援のための事業税の課税の特例に関する条例（平成二十七年岐阜県条例第七号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十二年三月三十一日」に改め、「附則第六条の二の第二項の規定により読み替えられた県税条例」を削り、「附則第六条の二の第二項」を「附則第六条の二の二」に改める。

第四条第一項中「及び平成二十九年十二月三十一日」を「平成二十九年十二月三十一日、平成三十年十二月三十一日及び平成三十一年十二月三十一日」に、「及び平成三十二年分」を「から平成三十二年分まで」に改める。

附 則

1 この条例は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、第三条第一項の改正規定（平成三十年三月三十一日）を「平成三十二年三月三十一日」に改める部分を除く。及び次項の規定は、平成三十一年十月一日から施行する。

2 この条例（前項ただし書に規定する改正規定に限る。）による改正後の第三条第一項の規定は、前項ただし書に規定する規定の施行の日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、同日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

岐阜県国民健康保険法施行条例をここに公布する。

平成二十九年十二月十九日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第四十五号

岐阜県国民健康保険法施行条例

(趣旨)

第一条 この条例は、国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号。以下「法」という。）、国民健康保険法施行令（昭和三十三年政令第三百六十二号。以下「施行令」という。）及び国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和三十四年政令第四十一号。以下「算定政令」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第二条 この条例における用語の意義は、法、施行令及び算定政令の例による。

(岐阜県国民健康保険運営協議会の委員の定数)

第三条 法第十一条第一項の規定により設置する岐阜県国民健康保険運営協議会の委員の定数は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- 一 国民健康保険の被保険者を代表する委員 三人
  - 二 保険医又は保険薬剤師を代表する委員 三人
  - 三 公益を代表する委員 三人
  - 四 被用者保険等被保険者を代表する委員 三人
- (国民健康保険給付費等交付金の交付)

第四条 県は、規則で定めるところにより、毎年度、市町村に対し、算定政令第六条第二項に規定する費用に応じ、同条第一項の普通交付金を交付する。

2 県は、規則で定めるところにより、毎年度、市町村に対し、算定政令第六条第三項に規定する事情に応じ、同条第一項の特別交付金を交付する。

(国民健康保険事業費納付金の徴収)

第五条 県は、規則で定めるところにより、年度ごとに、市町村から、国民健康保険事業費納付金を徴収する。

(医療費指数反映係数の基準)

第六条 算定政令第九条第三項の条例で定める基準は、各市町村に係る一般納付金基礎額に当該市町村に係る医療費の水準を反映させることとする。

(年齢調整後医療費指数)

第七条 年齢調整後医療費指数は、各市町村につき、当該市町村に係る算定政令附則第四条第一項の規定により読み替えられた算定政令第九条第四項第一号に掲げる値とする。

(一般納付金所得係数の基準)

第八条 算定政令第九条第五項の条例で定める基準は、各市町村に係る一般納付金基礎額に当該市町村に係る所得の水準を反映させることとする。

(一般納付金所得等割合)

第九条 一般納付金所得等割合は、各市町村につき、当該市町村に係る算定政令附則第四条第一項の規定により読み替えられた算定政令第九条第六項第一号に掲げる数とする。

(一般納付金被保険者数等割合)

第十条 一般納付金被保険者数等割合は、各市町村につき、当該市町村に係る算定政令第九条第七項第二号に掲げる数とする。

(一般納付金被保険者均等割指数の範囲)

第十一条 算定政令第九条第九項の条例で定める範囲は、零を超え、かつ、一未満の数とする。

(後期高齢者支援金等納付金所得係数の基準)

第十二条 算定政令第十条第三項の条例で定める基準は、各市町村に係る後期高齢者支援金等納付金基礎額に当該市町村に係る所得の水準を反映させることとする。

(後期高齢者支援金等納付金所得等割合)

第十三条 後期高齢者支援金等納付金所得等割合は、各市町村につき、当該市町村に係る算定政令附則第四条第一項の規定により読み替えられた算定政令第十条第四項第一号に掲げる数とする。

(後期高齢者支援金等納付金被保険者数等割合)

第十四条 後期高齢者支援金等納付金被保険者数等割合は、各市町村につき、算定政令第十条第五項第二号に掲げる数とする。

(後期高齢者支援金等納付金被保険者均等割指数の範囲)

第十五条 算定政令第十条第七項の条例で定める範囲は、零を超え、かつ、一未満の数とする。

(介護納付金納付金所得係数の基準)

第十六条 算定政令第十一条第三項の条例で定める基準は、各市町村に係る介護納付金基礎額に当該市町村に係る所得の水準を反映させることとする。

(介護納付金納付金所得等割合)

第十七条 介護納付金納付金所得等割合は、各市町村につき、当該市町村に係る算定政令第十一条第四項第一号に掲げる数とする。

(介護納付金賦課被保険者数等割合)

第十八条 介護納付金賦課被保険者数等割合は、各市町村につき、当該市町村に係る算定政令第十一条第五項第二号に掲げる数とする。

(介護納付金納付金被保険者均等割指数の範囲)

第十九条 算定政令第十一条第七項の条例で定める範囲は、零を超え、かつ、一未満の数とする。

(委任)

第二十条 この条例に定めるもののほか、法及びこの条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 第五条の規定による国民健康保険事業費納付金の徴収に関し必要な行為は、この条例の施行の日においても行うことができる。

(岐阜県国民健康保険調整交付金の交付に関する条例の廃止)

3 岐阜県国民健康保険調整交付金の交付に関する条例(平成十七年岐阜県条例第七十三号)は、廃止する。

(岐阜県国民健康保険調整交付金の交付に関する条例の廃止に伴う経過措置)

4 平成二十九年以前各年度分の予算に係る県調整交付金については、なお従前の例による。

岐阜県県営住宅条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年十二月十九日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第四十六号

岐阜県県営住宅条例の一部を改正する条例

岐阜県県営住宅条例(昭和三十五年岐阜県条例第二号)の一部を次のように改正する。

第二条第六号イ中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改め、同号ロ中「控除対象配偶者が」を「同一生計配偶者が」に、「第二条第一項第三十三号の二」を「第二条第一項第三十三号の三」に改める。

第四条第一号中「イから八までに掲げる」を「イ又はロに掲げる」に、「イから八までに定める」を「イ又はロに定める」に改め、同号イを次のように改める。

イ その者が次のいずれかに該当する場合 二十五万九千円

(1) 六十歳以上であり、かつ、同居者のいずれもが六十歳以上又は十八歳未満の者である者

(2) その者又は同居者のいずれかが障害者基本法(昭和四十五年法律第八十四号)第二条第一号に規定する障害者でその障害の程度が規則で定める程度であるもの

(3) 同居者に中学校を卒業するまでの者がある者

(4) 同居者である配偶者(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む)と婚姻の届出をした日(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者にあつては、同居を始めた日)から入居の申込みの日までの期間が二年以内である者

(5) 同居者である婚姻の予約者と婚姻の届出をしようとする日が、入居の申込みの日から第十二条第一項の入居日以後三月を経過する日までの間である者

(6) 同居者に十八歳未満の者が三人以上ある者

(7) (1)から(6)までに掲げる者のほか、規則で定める者

第四条第一号ロを削り、同号ハ中「及びロ」を削り、同号中ハをロとする。

第十条第一項中「各号」を削り、同項第一号中「入居者」を「法人又は入居者」に、「者で」を「個人で」に改め、「二人」を削り、同条第二項中「定める」を「規定する」に、「手続き」を「手続」に改め、同条第三項中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第十三条第一項中「第十八条第三項」を「第十八条第四項」に改め、同項ただし書中「ただし、入居者」の下に「(第十八条第三項の規定により収入を把握した者を除く。以下この項において同じ。)」を、「規定による」の下に「報告の」を加える。

第十八条第一項に次のただし書を加える。

ただし、入居者(介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第五条の二第一項に規定する認知症である者、知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)にいう知的障害者その他の法第十六条第四項の国土交通省令で定める者に該当する者に限る。

第三項において同じ。)が収入の申告をすることが困難な事情にあると認める場合は、この限りでない。

第十八条第二項中「前項に規定する」を「前項の規定による」に改め、同条第三項中「申告」の下に「又は前項の規定による収入の把握」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 知事は、第一項ただし書に規定する場合又は入居者が法第三十四条の規定による報告の請求に応じることが困難な事情にあると認める場合においては、同条の規定による書類の閲覧の請求その他の法第十六条第四項の国土交通省令で定める方法により当該入居者の収入を把握するものとする。

第二十四条第一項中「第十八条第三項」を「第十八条第四項」に、「第四条第一号イから八まで」を「第四条第一号イ又はロ」に改め、同条第二項中「第十八条第三項」を「第十八条第四項」に改める。

第二十五条中「第八条第二項」の下に「(第十八条第四項の規定により同条第三項の規定による収入の把握に基づき収入の額を認定した場合にあつては、令第八条第三項において読み替えて準用する同条第二項)」を加える。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成三十年一月一日から施行する。ただし、第十三条第一項及び第十八条第一項から第三項までの改正規定、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に一項を加える改正規定、第二十四条第一項の改正規定（「第十八条第三項」を「第十八条第四項」に改める部分に限る。）並びに第二十四条第二項及び第二十五条の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に公営住宅に入居している者に係る収入超過者の認定の基準については、平成三十年三月三十一日までの間は、この条例による改正後の岐阜県公営住宅条例（次項において「新条例」という。）第二十四条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 この条例の施行の日前に公営住宅の入居者の公募が開始され、かつ、同日以後に入居者の決定がされることとなる場合における当該公募に応じて入居の申込みをした者に係る収入の条件については、新条例第四条第一号の規定にかかわらず、なお従前の例による。公営住宅法（昭和二十六年法律第九十三号）第二十二條第一項に規定する事由がある場合において同日前に公営住宅の入居の申込みがされ、かつ、同日以後に入居者の決定がされることとなるときにおける当該公営住宅の入居の申込みをした者に係る収入の条件についても、同様とする。

岐阜県都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年十二月十九日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県条例第四十七号

岐阜県都市公園条例の一部を改正する条例

岐阜県都市公園条例（昭和三十七年岐阜県条例第四十一号）の一部を次のように改正する。

第二条の三中「百分の二」の下に「（岐阜メモリアルセンターにあつては、百分の三）」

を加える。

第二条の四第一項中「百分の十」の下に「（岐阜メモリアルセンターにあつては、百分の十五）」を加え、同条に次の一項を加える。

5 令第六条第六項に規定する場合における法第五条の九第一項の規定により読み替えて適用する法第四条第一項ただし書の条例で定める範囲は、公募対象公園施設である建築物に限り、都市公園の敷地面積の百分の十を限度として前条の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

第二条の四の次に次の一条を加える。

(運動施設の敷地面積の割合)

第二条の五 令第八条第一項の条例で定める割合は、百分の五十（岐阜メモリアルセンターにあつては、百分の五十五）とする。

別表第一二の表平成記念公園の項中「平成記念公園」を「ぎふ清流里山公園」に、「昭和銭湯里山の湯」を「里山の湯」に改める。

別表第二平成記念公園（以下この項において「公園」という。）の項中「平成記念公園」を「ぎふ清流里山公園」に改める。

別表第三二六の表中「平成記念公園」を「ぎふ清流里山公園」に、「昭和銭湯里山の湯」を「里山の湯」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第一から別表第三までの改正規定は、平成三十年四月一日から施行する。

岐阜県公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年十二月十九日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県条例第四十八号

岐阜県公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

岐阜県公の施設の設置及び管理に関する条例（昭和三十九年岐阜県条例第一号）の一部を次のように改正する。

別表第二中

岐阜県立大垣特別支援学校

大垣市

を

岐阜県立大垣特別支援学校
岐阜県立西濃高等特別支援学校

大垣市

に改める。

附 則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

平成二十九年十二月十九日発行

発行者  
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号  
岐阜県庁

編 集

岐阜市三輪ふりとびあ十三  
岐阜文芸社